

第66回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年5月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 愛知県豊田市吉原町平子26番地 当社本社
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

目次	第66回定時株主総会招集ご通知……………	1
	事業報告……………	5
	連結計算書類及び計算書類……………	22
	監査報告……………	26
	株主総会参考書類……………	32
	第1号議案 剰余金の処分の件……………	32
	第2号議案 取締役5名選任の件……………	33
	第3号議案 監査役3名選任の件……………	39
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件……………	43

証券コード 6142
2024年5月14日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月7日

株 主 各 位

愛知県豊田市吉原町平子26番地

富士精工株式会社

代表取締役会長 森 誠
兼 社 長

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.c-max.co.jp/ir/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6142/teiji/>



【名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報）】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



「銘柄名」に「富士精工」または証券「コード」に「6142」（半角）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年5月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月29日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
 2. 場 所 愛知県豊田市吉原町平子26番地 当社本社
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期(2023年3月1日から2024年2月29日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期(2023年3月1日から2024年2月29日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

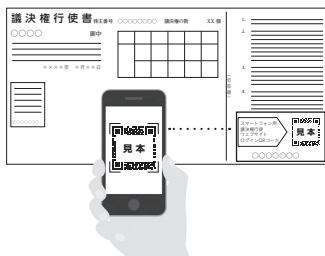
- ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本書面をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

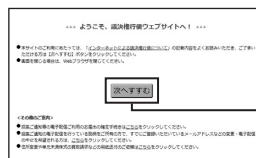
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

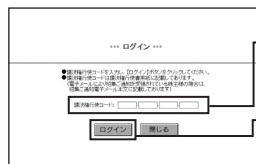
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻の影響による原油価格の上昇を起因とした物価上昇が進み、各国政府による金融引き締め政策による景気の冷え込みが懸念されております。また、中東地域の不安定な政情が一層の物価上昇、景気後退を招く可能性もあり、当社グループの受注環境は依然として不透明感が続いております。

わが国経済におきましては、経済活動の正常化や大幅な賃上げなどが景気を下支えし、緩やかな回復が続くとみられています。その一方で、為替が円安基調で推移し、証券市場は活況を呈す一方で、継続的なエネルギー価格や物価上昇にともなう金融政策の転換も懸念される状況となっております。

当社グループの主要な取引先であります自動車産業界におきましては、半導体不足が緩和したことや生産能力の増強の影響などにより、生産台数の回復が見られます。また、電気自動車の開発と普及に一層積極的になっている一方、一部地域によっては、電動自動車からハイブリッド車への需要の転換も見られます。

このような状況のもと、当社グループは受注を確保するための販売活動を強化していくとともに、小集団部門 採算制による売上最大、経費最小、時間最短活動を進めております。この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は21,424百万円（前連結会計年度比8.5%増）、営業利益は431百万円（前連結会計年度比629.8%増）、経常利益は924百万円（前連結会計年度比37.7%増）、特別損失として中国子会社の保有する固定資産等に対する減損損失を587百万円計上したことなどにより親会社株主に帰属する当期純利益は174百万円（前連結会計年度比7.7%減）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (自2022年3月1日 至2023年2月28日)		当連結会計年度 (自2023年3月1日 至2024年2月29日)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
日 本	8,776 百万円	44.5 %	8,838 百万円	41.3 %	62 百万円	0.7 %
ア ジ ア	5,658	28.7	5,598	26.1	△59	△1.1
北 米 ・ 中 米	2,280	11.5	3,703	17.3	1,423	62.4
オ セ ア ニ ア	2,315	11.7	2,407	11.2	91	4.0
欧 州	715	3.6	875	4.1	159	22.3
合 計	19,747	100.0	21,424	100.0	1,677	8.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,213百万円であり、その主なものは、本社工場製造設備等203百万円、当社熊本工場製造設備等125百万円、当社鹿児島工場製造設備等58百万円、アジア子会社の工場製造設備等42百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの借入につきましては、短期借入金3,280百万円、長期借入金260百万円の資金調達をいたしました。

また、返済につきましては、短期借入金3,260百万円、長期借入金299百万円を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2021年2月期 第63期	2022年2月期 第64期	2023年2月期 第65期	2024年2月期 第66期 (当連結会計年度)
売 上 高	17,354百万円	20,100百万円	19,747百万円	21,424百万円
経 常 利 益	96百万円	823百万円	671百万円	924百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	△24百万円	665百万円	188百万円	174百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△6円77銭	183円24銭	52円74銭	48円69銭
総 資 産	25,665百万円	26,908百万円	28,141百万円	28,704百万円
純 資 産	20,741百万円	22,260百万円	23,756百万円	24,416百万円
1株当たり純資産	5,069円80銭	5,550円62銭	5,921円20銭	6,154円11銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
富士エンジニアリング株式会社	千円 50,000	% 100.0	機械工具の設計及び販売、 機械の販売
アキュロムU.S.A.インコーポレーテッド	千米ドル 8,001	88.8	超硬工具等の製造及び販売
韓 富 エンジニアリング株式会社	千ウォン 2,300,000	97.5	超硬工具等の製造及び販売
サンセルP. T. Y. リミテッド	千豪ドル 4,143	97.6	緩衝梱包材、断熱材、 保冷剤の製造及び販売
大 連 富 士 工 具 有 限 公 司	千円 52,970	58.9	超硬工具等の製造及び販売
P. T. フジプレシシツール イ ン ド ネ シ ア	千ルピア 18,683,200	75.0	超硬工具等の製造及び販売
ア キ ュ ロ ム セ ン ト ラ ル ヨ ー ロ ッ パ 有 限 会 社	千ズロチ 11,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
広 州 富 士 工 具 有 限 公 司	千円 30,937	82.8 (21.9)	超硬工具等の製造及び販売
長 春 韓 富 工 具 有 限 公 司	千円 12,719	100.0 (100.0)	超硬工具等の製造及び販売
ア キ ュ ロ ム メ キ シ コ 株 式 会 社	千ペソ 27,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
フジセイコウタイランド株式会社	千バーツ 106,000	51.0	超硬工具等の製造及び販売
韓 富 イ ン ド 有 限 会 社	千ルピー 48,999	55.0 (55.0)	超硬工具等の製造及び販売
志 賀 機 械 工 業 株 式 会 社	千円 48,000	100.0	専用工作機械、汎用工作機 械等の製造及び販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数であります。

(4) 対処すべき課題

世界的に急激な為替変動、地政学リスクの高まりなどが懸念される一方で、日本国内においてインフレの進行、金利上昇などが懸念されております。当社グループの主要な取引先であります自動車産業界では、近年、内燃機関から電動モーターへの移行が進められており、企業活動の先行き不透明感が強まっている状況となっております。

自動車産業界における電動化は、当社の主力製品であります加工工具の需要が大きく減少する要因であります。そのため、当社グループにおいては、既存技術を生かしたビジネスに加え、新しい事業領域に挑戦することで、より付加価値の高い新たな需要を掘り起こすことが課題となっております。

このような環境において、当社グループは「グループ中期経営計画」に基づき、企業価値の向上を目指します。

＜グループ中期経営計画の要旨＞

(1) 守り続けるものは「創業の心」

創業以来培ってきた「創業の心」を守り、次世代へつなげていく

「経営理念」 「経営基本方針」 「富士精工DNA」 「長期経営ビジョン」

(2) 目指すものは「Good Company」

長期経営ビジョン「Good Company」を目指すために、以下の視点でテーマを設定

「カーボンニュートラル」 「財務体質の強化」 「人材開発」

(3) 中期マスタープランの実施

トップビジョンの達成を目指して、以下の取り組みを実施

①既存製品・技術は温存しつつ、今ある経営資源の最適配分を行う

②当社が進めてきたFTE事業コンセプトをこれからも大事にし、FUJI Total Connected-max Engineering Companyとして、「ものづくり現場の困りごとを解決する企業」であり続ける

③企業コンセプト「C-max」に新たな意味づけを行い、C-MaX循環企業へと変身し、新しい事業へのキーワードとしてサステナビリティ（持続可能な成長）を実現する
C-MaX：Circular-Management Transformation

④従業員個々の能力を高め、長く働くことができる環境づくりと人材開発を行う

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2024年2月29日現在)

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社1社で構成され、超硬工具関連（ホルダー、チップ、バイト、カッター・ドリル・リーマ）、自動車部品関連、包装資材関連、その他の製造及び販売ならびにこれらに付随する事業を行っております。

事業区分	事業内容
超硬工具関連事業	超硬工具等の製造及び販売
自動車部品関連事業	自動車用試作部品の製造及び販売
包装資材関連事業	緩衝梱包材、断熱材、保冷剤の製造及び販売
その他事業	機械工具の設計及び販売、機械の販売、金型の製造及び販売 専用工作機械、汎用工作機械等の製造及び販売

(6) **主要な営業所及び工場** (2024年2月29日現在)

① 当社

本社及び本社工場 (愛知県豊田市)
熊本工場 (熊本県菊池郡)
鹿児島工場 (鹿児島県霧島市)
関東営業所 (神奈川県厚木市)
富士営業所 (静岡県富士市)

② 子会社

国内

富士エンジニアリング株式会社 本社 愛知県豊田市
志賀機械工業株式会社 本社 愛知県知立市

海外

アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド 本社 米国 ケンタッキー州レキシントン市
韓富エンジニアリング株式会社 本社 韓国 忠清南道天安市
サンセルP. T. Y. リミテッド 本社 豪州 ビクトリア州カラムダウンズ市
大連富士工具有限会社 本社 中国 遼寧省大連市
P. T. フジプレシシツールインドネシア 本社 インドネシア共和国 西部ジャワ州ブカシ県
アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社 本社 ポーランド イェルチ・ラスコビツェ市
広州富士工具有限会社 本社 中国 広東省広州市
長春韓富工具有限会社 本社 中国 吉林省長春市
アキュロムメキシコ株式会社 本社 メキシコ アグアスカリエンテス州ハススマリア市
フジセイコウタイランド株式会社 本社 タイ アユタヤ県
韓富インド有限会社 本社 インド タミル・ナードゥ州カーンチープラム県

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,438 (103) 名	△55 (1) 名

(注) 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外部への出向者は除く) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
415 (67) 名	△13 (3) 名	43.4歳	21.3年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者は除く) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社大垣共立銀行	300百万円
碧海信用金庫	164

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,306,778株 (自己株式729,962株を含む)
- ③ 株主数 2,080名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
C.I.F. HOLDING株式会社	251千株	7.0%
有限会社シーマックス	236	6.5
株式会社晃永	210	5.8
森 誠	127	3.5
富士精工従業員持株会	106	2.9
森 仁志	91	2.5
株式会社大垣共立銀行	78	2.2
岡 秀朋	67	1.8
第一生命保険株式会社	62	1.7
東京海上日動火災保険株式会社	60	1.6

(注) 当社は、自己株式729,962株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年2月29日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	森 誠	有限会社シーマックス 代表取締役社長
専務取締役営業部門長	樋 口 直 行	
常務取締役技術部門長	篠 田 直 毅	
取 締 役	大 平 博	ユニオンツール株式会社 代表取締役社長
取 締 役	浅 野 佳 孝	
常 勤 監 査 役	加 藤 芳 彦	
監 査 役	平 野 徹	弁護士
監 査 役	木 村 元 泰	公認会計士、税理士 木村元泰会計事務所 所長 株式会社J B イレブン 社外取締役（監査等委員） 株式会社グルメ杵屋 社外取締役

- (注) 1. 取締役大平博氏及び浅野佳孝氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平野徹氏及び木村元泰氏は、社外監査役であります。
3. 取締役大平博氏は、ユニオンツール株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
4. 監査役木村元泰氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役大平博氏及び浅野佳孝氏、監査役平野徹氏及び木村元泰氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 固定報酬に関する方針

固定報酬は月額固定制とし、報酬の水準につきましては、当社の業績、類似業種における他社水準や従業員水準との比較等を考慮しつつ、総合的に勘案して算定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識と連動性を高めるため、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とした現金報酬を賞与として支給します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等につきましては、ストックオプション制度を採用しています。発行する新株予約権につきましては、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額としております。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬は、職責の重要性に鑑み、報酬の業績連動性を高めるため、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を概ね25%としております。

社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を概ね18%としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は月額固定制とし、個々の役位、職責、毎事業年度末に実施する職務遂行要件の個別評価等を総合考慮のうえで報酬額を決定し、報酬限度額の範囲内で毎月定額が支払われます。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の取締役の報酬額につきましては、決定プロセスの透明性を高めるため、指名・報酬諮問委員会において、各人の担当分野や業績に基づき、報酬総額の限度内で報酬額を協議し、その答申を経て、取締役会で審議・決定しています。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	76 (7)	76 (7)	— (—)	— (—)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	15 (5)	15 (5)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	91 (12)	91 (12)	— (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2023年5月24日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益を採用しており、一定の支給率を乗じて算出しております。当該指標を採用している理由としては、当社グループの経営管理を責任範囲に持たせるためであります。なお、当事業年度におきましては、当社の業績等を勘案し、業績連動報酬等は不支給であります。
4. 取締役の報酬限度額は、1987年5月28日開催の第29回定時株主総会において月額1,300万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役1名)であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年5月17日開催の第49回定時株主総会において月額350万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役2名)であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・木村元泰会計事務所、株式会社 J B イレブン及び株式会社グルメ杵屋と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ユニオンツール株式会社は当社との間に商品供給等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	大 平 博	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。ユニオンツール株式会社の代表取締役社長として活躍しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしております。
取 締 役	浅 野 佳 孝	2023年5月24日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。自動車業界における豊富な経験と企業経営に関する高い識見を有しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしております。
監 査 役	平 野 徹	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	木 村 元 泰	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 かがやき監査法人

(注) 2023年5月24日開催の第65回定時株主総会において、新たにかがやき監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,900

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 上記以外に会計監査人交代に係る報酬2,050千円を前任会計監査人である有限責任あずさ監査法人へ支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、コンプライアンス体制の基盤を、法令や社会規範、経営理念や経営基本方針、各種社内規程等におき、これらを順守した事業活動を行うことを旨とします。
 2. 当社は、コンプライアンス推進と統括にあたる組織の設置と、コンプライアンス規程やこれに関連する諸方針・マニュアル等の制定・周知を通じて、関係者のコンプライアンス意識や行動の浸透を図ります。
 3. 当社は、法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正を図るため、社内及び第三者機関を情報提供先とする内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置します。また、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行いません。
 4. 取締役は、財務報告の信頼性を確保し、会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備・運用します。
 5. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 6. 内部監査室は、業務執行部門から独立し、富士精工グループにおける業務の適正性及び効率性を監査します。
 7. 当社は、取締役・監査役・執行役員・内部監査室・コンプライアンス統括部署によって構成する内部統制審議会を定期開催し、コンプライアンスや経営リスクに関する情報共有や諸課題の解決にあたります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 当社は、取締役会のほか重要な会議における意思決定に係る議事録・稟議書類などの取締役の職務執行に係る文書を、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程に基づき適切に保存・管理します。
 2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、代表取締役社長を最高責任者とし、管理部門長が統括するリスク管理担当部署を設置して、全社横断的なリスク管理を推進します。
 2. 当社は、取締役会や内部統制審議会を通じて、富士精工グループの事業活動に影響を及ぼすと考えられるリスクを予見・把握・評価し、必要に応じて対応策を協議し、その回避・軽減・移転その他必要な措置を講じます。
 3. 当社は、事業活動に重大な影響を及ぼす危機の発生に備え、危機管理マニュアルを定め、迅速かつ的確な危機対応・再発防止を行うことにより、損失の拡大防止・最小化に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社は、取締役会を原則として1か月に1度、その他必要に応じて適宜開催します。
 2. 職務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限基準等で、責任者とその責任・権限を定めて業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況把握し、その妥当性・有効性を検証します。
 3. 中期経営計画・年度経営計画を策定し、取締役会がこれを決定します。部門長のもと、各部門は当該計画・年度社方針に沿った方針・目標を策定し、その実施状況を取締役会を始めとする重要会議でレビュー、必要に応じた改善等を行うことで、取締役の職務の効率性を確保します。
 4. 当社は、独立性を有する社外取締役を継続して選任し、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上に努めます。

- ⑤ 富士精工グループにおける業務の適正を確保するための体制
 1. 当社は、関係会社における職務執行状況を的確に把握するため、担当役員制を採用します。業務執行取締役・業務執行役員は、担当する関係会社の監視・監督を担い、関係会社から適時適切に職務執行の報告を受けるものとします。
 2. 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して、定期開催される関係会社会議を通じて取締役を始めとする関係者に報告します。また、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等については、取締役会・内部統制審議会で報告し、対応策等を決定することで、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を確保します。
 3. 内部監査室は、内部監査規程に基づき、関係会社の監査を定期的実施し、その結果について代表取締役社長に報告します。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、代表取締役社長を通じて、取締役会・内部統制審議会に遅滞なく報告します。

- ⑥ 監査役を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
 1. 取締役は、監査役のためにより、監査役を補助する従業員として適切な人材を選任し、必要な設備・施設・予算を確保します。
 2. 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとします。
 3. 監査役補助者は、取締役からの独立性確保のため、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。

- ⑦ 取締役及び従業員等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役は、監査役が取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営・事業運営上の重要事項や業務執行の状況・結果について、監査役に報告します。
 2. 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告します。
 3. 取締役及び従業員等は、監査役に対する報告が通常の職制を通じた報告であるか否かを問わず、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対し一切の不利益な取扱いを行いません。
 4. 代表取締役社長は、企業倫理ヘルプラインの適切な運用を図り、当該内容は監査役へ適切に報告します。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役社長と会計監査人は、監査役の効果的な監査業務遂行を支援するため、対処すべき課題・監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について、監査役との定期的な意見交換を行います。
 2. 監査役は、内部監査室から内部監査の経過や結果について報告を受けるとともに、会計監査人から会計監査の内容について随時説明を受けるなど情報交換を行い、相互連携を図ります。
 3. 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにするなど、監査環境の整備に努めます。
 4. 監査役の職務の執行に係る費用等については、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、所定の手続きによって速やかに支払います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 内部統制システム全般に関する事項

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、関係会社会議を7月と12月の年2回開催し、関係会社の経営環境、財政状態、経営成績、職務執行状況、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等を確認・監督いたしております。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部監査室が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

2. コンプライアンスに関する事項

法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正を図るため、内部通報制度として当社総務部を通常相談窓口とするほか、第三者機関を特別相談窓口とする「企業倫理ヘルプライン」を設置しております。

3. 監査役に関する事項

監査役は当社グループの重要会議に出席して職務遂行状況に関する報告を受けるとともに、取締役、会計監査人、内部監査責任者と適宜意見交換を行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,185,858	流 動 負 債	3,199,354
現金及び預金	8,888,857	支払手形及び買掛金	1,005,024
受取手形及び売掛金	3,202,172	短期借入金	453,538
電子記録債権	1,094,886	一年内返済予定長期借入金	112,269
有価証券	697,598	未払法人税等	245,132
商品及び製品	1,505,624	賞与引当金	166,985
仕掛品	584,717	その他	1,216,403
原材料及び貯蔵品	653,161	固 定 負 債	1,088,835
その他	575,417	長期借入金	62,370
貸倒引当金	△16,577	役員退職慰労引当金	49,440
固 定 資 産	11,518,514	繰延税金負債	128,143
有 形 固 定 資 産	7,923,826	退職給付に係る負債	539,794
建物及び構築物	1,829,314	その他	309,086
機械装置及び運搬具	3,684,083	負 債 合 計	4,288,190
土地	2,085,505	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	61,731	株 主 資 本	19,885,613
その他	263,191	資本金	2,882,016
無 形 固 定 資 産	815,587	資本剰余金	4,133,694
借地権	61,868	利益剰余金	13,913,674
その他	753,719	自己株式	△1,043,771
投資その他の資産	2,779,100	その他の包括利益累計額	2,126,499
投資有価証券	1,894,994	その他有価証券評価差額金	608,374
長期貸付金	4,994	為替換算調整勘定	1,383,061
繰延税金資産	71,055	退職給付に係る調整累計額	135,063
退職給付に係る資産	678,556	非 支 配 株 主 持 分	2,404,071
その他	154,346	純 資 産 合 計	24,416,183
貸倒引当金	△24,846	負 債 純 資 産 合 計	28,704,373
資 産 合 計	28,704,373		

連結損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,424,550
売上原価	16,506,261
売上総利益	4,918,288
販売費及び一般管理費	4,487,013
営業利益	431,275
営業外収益	
受取利息	159,436
受取配当金	41,911
持分法による投資利益	48,201
為替差益	144,025
技術指導料	67,753
その他	42,161
営業外費用	
支払利息	2,425
その他	7,472
経常利益	924,867
特別利益	
固定資産売却益	4,917
保険解約戻金	66,685
特別損失	
固定資産除売却損	19,350
支払補償費	26,862
減損損失	587,547
関係会社事業損失	99,889
税金等調整前当期純利益	262,819
法人税、住民税及び事業税	354,078
法人税等調整額	38,706
当期純損失	129,965
非支配株主に帰属する当期純損失	304,124
親会社株主に帰属する当期純利益	174,158

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,620,971	流 動 負 債	1,633,537
現金及び預金	3,050,614	買掛金	456,685
受取手形	59,362	短期借入金	367,640
電子記録債権	1,039,777	一年内返済予定長期借入金	90,000
売掛金	1,748,775	未払金	139,919
有価証券	697,598	未払費用	231,693
商品及び製品	393,869	未払法人税等	219,313
仕掛品	372,475	預り金	16,949
材料及び貯蔵品	99,615	賞与引当金	109,679
前払費用	37,477	その他	1,656
未収入金	102,029	固 定 負 債	302,979
関係会社短期貸付金	4,897	繰延税金負債	216,074
その他	14,479	長期未払金	81,274
固 定 資 産	9,899,510	その他	5,629
有 形 固 定 資 産	4,368,084	負 債 合 計	1,936,517
建築物	760,152	(純 資 産 の 部)	
構築物	181,442	株 主 資 本	14,975,427
機械及び装置	2,382,181	資 本 金	2,882,016
車両運搬具	391	資 本 剰 余 金	4,162,607
工具、器具及び備品	82,062	資本準備金	4,132,557
土地	951,551	その他資本剰余金	30,049
有形リース資産	5,560	利 益 剰 余 金	8,974,576
建設仮勘定	4,741	利益準備金	413,560
無 形 固 定 資 産	573,121	その他利益剰余金	8,561,015
借地権	34,466	別途積立金	7,880,000
ソフトウェア	533,090	繰越利益剰余金	681,015
電話加入権	5,564	自 己 株 式	△1,043,771
投資その他の資産	4,958,305	評 価 ・ 換 算 差 額 等	608,537
投資有価証券	1,732,493	その他有価証券評価差額金	608,537
関係会社株式	1,918,311	純 資 産 合 計	15,583,965
出資金	52,785	負 債 純 資 産 合 計	17,520,482
関係会社出資金	807,569		
関係会社長期貸付金	269,180		
前払年金費用	402,038		
その他	30,772		
貸倒引当金	△254,846		
資 産 合 計	17,520,482		

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,503,490
売上原価		9,219,132
売上総利益		2,284,357
販売費及び一般管理費		2,127,540
営業利益		156,817
営業外収益		
受取利息及び配当金	195,409	
為替差益	223,202	
受取技術援助料	81,353	
その他の	40,309	540,274
営業外費用		
支払利息	719	
その他の	66	786
経常利益		696,305
特別利益		
固定資産売却益	8,187	
保険解約返戻金	66,685	74,873
特別損失		
固定資産除売却損	17,982	
関係会社株式評価損	164,447	
関係会社出資金評価損	60,876	
貸倒引当金繰入額	230,000	
支払補償費	26,862	500,170
税引前当期純利益		271,008
法人税、住民税及び事業税	232,914	
法人税等調整額	△4,991	227,923
当期純利益		43,085

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月22日

富士精工株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 幹 根
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 肥 田 晴 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士精工株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月22日

富士精工株式会社

取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 幹 根

業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 肥 田 晴 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士精工株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月22日

富士精工株式会社 監査役会

常勤監査役	加	藤	芳	彦	Ⓔ
社外監査役	平	野		徹	Ⓔ
社外監査役	木	村	元	泰	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

企業体質の強化を図るため内部留保の充実に気を配りつつ、安定的な配当の維持を基本とし、業績や配当性向等を勘案して、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金25円
配当総額 89,420,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	属性	候補者が保有する知見・経験・専門性					
				企業経営	国際性	営業	財務会計	技術品質	法務リスク
1	もり 森 まこと 誠	代表取締役 会長兼社長	【再任】	○	○	○	○	○	○
2	しのだ なお き 篠田 直毅	常務取締役 営業部門長	【再任】		○	○		○	○
3	ひぐち なお ゆき 樋口 直行	取締役	【再任】	○	○	○			
4	あさの よし たか 浅野 佳孝	取締役	【再任】 【社外】 【独立】	○	○			○	
5	おがわ けい こ 小川 桂子	—	【新任】 【社外】 【独立】	○	○	○	○		

候補者 番 号 1 もり まこと 森 誠 (1948年1月16日生) ■所有する当社の株式数 127,900株	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
	1971年 3月 当社入社 1982年 3月 当社本社工場長 1982年 5月 当社取締役本社工場長 1987年 5月 当社常務取締役 1994年 5月 当社専務取締役 1997年 5月 当社代表取締役社長 1997年10月 アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド取締役 2000年 2月 富士エンジニアリング株式会社取締役 2011年 4月 大連富士工具有限公司副董事長（現任） 2012年 8月 富士エンジニアリング株式会社取締役会長 2018年 5月 当社代表取締役会長 2023年 5月 当社代表取締役会長兼社長（現任） [重要な兼職の状況] 有限会社シーマックス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

- ・森 誠氏は、1982年から当社取締役本社工場長、1997年から当社代表取締役社長として、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、発展に努めてまいりました。また、当社海外子会社の副董事長を兼任しており、グローバルな事業展開・経営監督面において高い識見を有しております。その豊富な経験を活かし、当社の経営諸施策の遂行・運営管理の総括、ならびに財界・業界団体等の諸活動をはじめとする対外事項について会社を代表する任にあたり、経営全般を総括する立場としての役割を十分に果たしております。今後も、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・森 誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。取締役が就任された際には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

候補者 番 号 2 再任 <small>しのだ なおき</small> 篠田 直毅 (1970年10月27日生) ■所有する当社の株式数 1,000株	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
	1996年 4 月 当社入社 2016年 3 月 当社技術部長 2017年 4 月 アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社取締役 2018年 3 月 当社執行役員技術部門長 2020年 3 月 韓富エンジニアリング株式会社取締役 2020年 6 月 アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド取締役 2021年 3 月 志賀機械工業株式会社取締役 2021年 4 月 アキュロムメキシコ株式会社取締役（現任） 2022年 3 月 富士エンジニアリング株式会社取締役 2023年 5 月 当社常務取締役技術部門長 2024年 3 月 当社常務取締役営業部門長（現任） [重要な兼職の状況] なし

取締役候補者とした理由

- ・篠田直毅氏は、技術部に配属され、設計から技術提案まで幅広い分野で力を発揮してまいりました。営業部と一体となってお客様へ同行し、お客様から頂いた困りごとを持ち帰っては、改善に寄与すべく徹底的に調査する、強い責任感と精神力を兼ね備えており、その実績・知見は高く評価できます。また、海外での経験も豊富であり、現在は、常務取締役営業部門長として、技術面だけでなく、販路拡大を中心に職務遂行しております。当社の営業部門と技術部門とを結ぶ要として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・篠田直毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

候補者 番 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</div>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">再任</div>	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
			<p> 1997年 4 月 当社入社 2005年 3 月 ティーティーフジツールサポート株式会社取締役副社長 2013年 3 月 ティーティーフジツールサポート株式会社代表取締役社長 2015年 3 月 当社執行役員 2017年 3 月 当社常務執行役員 2017年10月 フジセイコウタイランド株式会社取締役 2019年 3 月 当社常務執行役員営業部門長 2020年 5 月 当社専務取締役営業部門長 2021年 3 月 志賀機械工業株式会社取締役副社長 2021年 6 月 ティーティーフジツールサポート株式会社取締役（現任） 2024年 3 月 当社取締役（現任） 2024年 3 月 志賀機械工業株式会社取締役社長（現任） </p> <p style="text-align: center;">[重要な兼職の状況]</p> <p>なし</p>

取締役候補者とした理由

- 樋口直行氏は、タイにて起ち上げた新しいビジネスモデルである工具管理事業に従事し、2005年からティーティーフジツールサポート株式会社の取締役副社長、2013年から同社代表取締役社長として、尽力してまいりました。同社での経営経験によって培われた強い責任感と精神力、外部環境の変化へ柔軟に対応できる能力等を兼ね備えており、その実績・知見は高く評価できます。現在は、当社の非常勤取締役として志賀機械工業株式会社の取締役社長を兼務し、既存事業の拡販活動に加えて新規ビジネス展開を統括し、当社の事業拡大を推進しております。今後も、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

- 樋口直行氏は、ティーティーフジツールサポート株式会社の取締役を兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
- 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

候補者 番号	4	再任	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
		社外 独立	
あさの よしたか 浅野 佳孝 (1951年6月25日生) ■所有する当社の株式数 ー			1975年 4月 株式会社日本電装（現 株式会社デンソー）入社 1999年 1月 同社ディーゼル製造部長 2004年 1月 SIAM DENSO MFG (THAILAND) 代表取締役社長 2006年 6月 株式会社デンソー 常務役員（生産技術） 2009年 6月 同社常務役員（調達） 2010年 6月 同社顧問 2010年 6月 株式会社デンソー北九州製作所（現 株式会社デンソー九州）代表取締役社長 2014年 4月 同社顧問 2015年 8月 DMG森精機株式会社 技術顧問 2019年 4月 当社技術顧問 2020年 4月 当社アドバイザー 2023年 5月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

- ・浅野佳孝氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、自動車業界における豊富な経験と工具技術に関する高い識見を有しており、その実績・識見は高く評価でき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・浅野佳孝氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・浅野佳孝氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- ・当社は、浅野佳孝氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ・当社は浅野佳孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。取締役が就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

候補者 番号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</div>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">新任</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">社外</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">独立</div>	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
			1989年 8月 ユニオンツール株式会社入社 2007年12月 同社内部監査室長 2014年 2月 同社執行役員内部監査部長 2018年 3月 同社執行役員管理本部長 2020年 3月 同社常勤監査役 2022年 3月 同社執行役員マーケティング本部長（現任）
おがわ けいこ 小川 桂子 （1955年12月5日生）		<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">■所有する当社の株式数</div> —	
		<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">[重要な兼職の状況]</div> ユニオンツール株式会社執行役員マーケティング本部長	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

- ・小川桂子氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏は、ユニオンツール株式会社の執行役員マーケティング本部長として活躍されており、その実績・識見は高く評価でき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・小川桂子氏は、ユニオンツール株式会社の執行役員マーケティング本部長であり、当社は同社との間に商品供給等の取引関係があります。
- ・小川桂子氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外取締役に就任いただいた後には、独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
- ・小川桂子氏が社外取締役に就任された際には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	属性	候補者が保有する知見・経験・専門性					
				企業経営	国際性	営業	財務会計	技術品質	法務リスク
1	かみ や みきのり 神谷 幹典	内部監査室主幹	【新任】					○	○
2	ひらの とおる 平野 徹	監査役	【再任】 【社外】 【独立】						○
3	きむら もとやす 木村 元泰	監査役	【再任】 【社外】 【独立】				○		

候補者 番 号 1 新任 かみや みきのり 神谷 幹典 (1964年10月24日生) ■所有する当社の株式数 ー	略歴、地位及び重要な兼職の状況
	1987年 4 月 当社入社 2017年 3 月 当社品質保証部副部長 2018年 3 月 当社品質保証部長 2021年 3 月 当社内部監査室主幹（現任） [重要な兼職の状況] なし

監査役候補者とした理由

- ・ 神谷幹典氏は、2017年から当社品質保証部副部長、2021年から当社内部監査室主幹を歴任し、品質管理や内部統制の向上等に努めてまいりました。
- ・ 同氏は、当社のコーポレートガバナンス体制の強化のために適切な人材と判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

その他監査役候補者に関する特記事項

- ・ 神谷幹典氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 神谷幹典氏が監査役に就任された際には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。
- ・ 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。監査役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

候補者 番 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 2em; margin-right: 10px;">2</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 2px;">再 任</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 2px;">社 外</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px;">独 立</div> </div>	略歴、地位及び重要な兼職の状況
		2002年10月 弁護士登録 第一東京弁護士会入会 2004年 7月 愛知県弁護士会入会 成田法律事務所（現 成田・長谷川法律事務所）入所（現任） 2006年 4月 愛知県弁護士会憲法問題特別委員会委員（現任） 2016年 5月 当社社外監査役（現任） [重要な兼職の状況] 弁護士

ひらの とおる
平野 徹
(1976年8月18日生)

■所有する当社の株式数
—

社外監査役候補者とした理由

- 平野徹氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門知識を有し、企業法務にも精通しており、適法性及び妥当性の監査など社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。今後も、当社のコーポレートガバナンス体制の強化のために適切な人材と判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

その他社外監査役候補者に関する特記事項

- 当社は、平野徹氏が所属している成田・長谷川法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、その顧問料は極めて僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
- 平野徹氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- 当社は、平野徹氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 当社は、平野徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。監査役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

候補者 番 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 2em; margin-right: 10px;">3</div> <div style="display: inline-block; text-align: center;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 2px;">再 任</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 2px;">社 外</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px;">独 立</div> </div>	略歴、地位及び重要な兼職の状況
		<p> 2003年10月 中央青山監査法人入所 2007年 6月 公認会計士登録 2007年 7月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2009年 7月 税理士登録 木村元泰会計事務所設立 所長（現任） 2009年 9月 株式会社J Bイレブン社外監査役 2016年 5月 当社社外監査役（現任） 2016年 6月 株式会社J Bイレブン社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年 6月 株式会社グルメ杵屋社外取締役（現任） </p> <p> [重要な兼職の状況] 公認会計士、税理士 木村元泰会計事務所 所長 株式会社J Bイレブン 社外取締役（監査等委員） 株式会社グルメ杵屋 社外取締役 </p>

社外監査役候補者とした理由

- ・木村元泰氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、社外取締役・社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有しており、適法性及び妥当性の監査など社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。今後も、当社のコーポレートガバナンス体制の強化のために適切な人材と判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

その他社外監査役候補者に関する特記事項

- ・木村元泰氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・木村元泰氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- ・当社は、木村元泰氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ・当社は木村元泰氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- ・当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。監査役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">おおば ち え み 大場 智恵美 (1961年3月23日生) ■所有する当社の株式数 —</p>	<p>1990年4月 ユニオンツール株式会社入社 2018年3月 同社内部監査部長 2021年3月 同社常勤監査役（現任） 同社子会社台湾佑能工具股份有限公司監査役（現任） 2022年3月 同社子会社佑能工具（上海）有限公司監査役（現任） 同社子会社東莞佑能工具有限公司監査役（現任）</p>
	<p>[重要な兼職の状況] ユニオンツール株式会社常勤監査役</p>

補欠の社外監査役候補者とした理由

- ・大場智恵美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、ユニオンツール株式会社の内部監査部長を務められるなど、企業経営に高い見識を有しており、現在は同社及び子会社の監査役として活躍されております。監査役としての責務や業務内容を十分に理解されておられることから、社外監査役に就任された際には、適法性及び妥当性の監査を客観的な視点からの確に行っていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

その他補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

- ・大場智恵美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・大場智恵美氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任された際には、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ・大場智恵美氏が社外監査役に就任された際には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
- ・当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。社外監査役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2024年6月に更新される予定です。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場

愛知県豊田市吉原町平子26番地
 当社本社
 TEL 0565-53-6611 (代表)

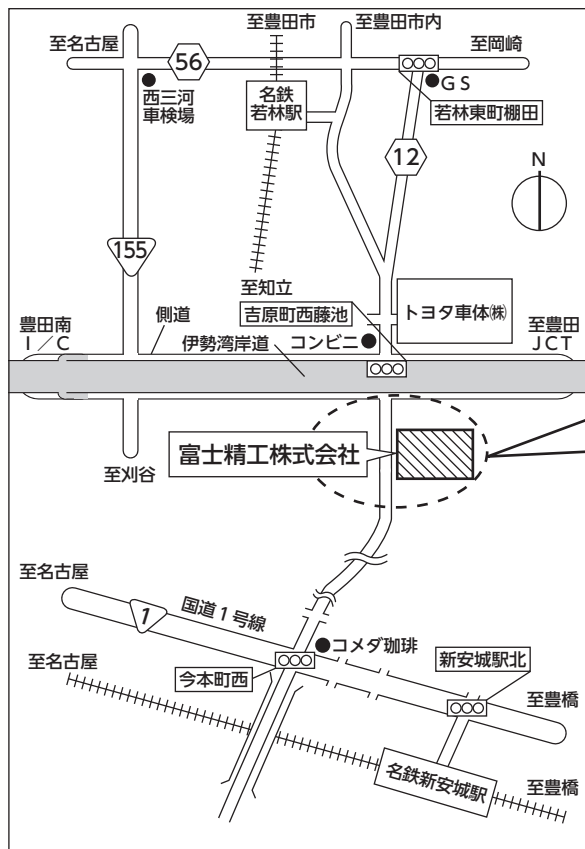
交通

公共交通機関でお越しの場合

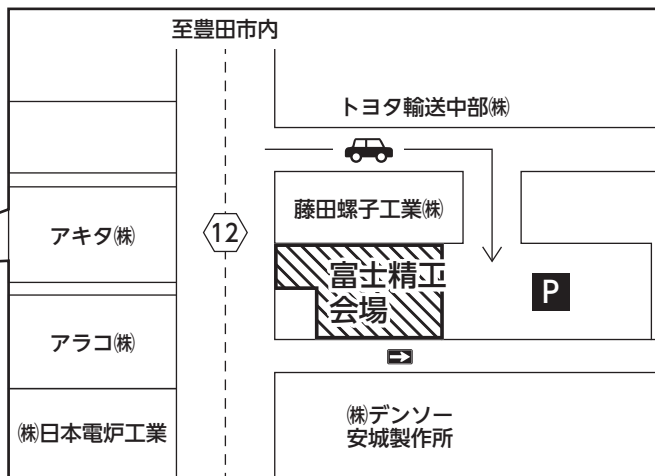
- ・名鉄本線 新城駅下車 北口よりタクシー 約10分
- ・名鉄三河線 若林駅下車 タクシー 約10分

お車でお越しの場合

- ・伊勢湾岸道 豊田南インターより 約5分



名鉄本線 新城駅北口から、午前9時20分発の送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。



※お車でお越しの際は、駐車場までお越しください。
 駐車場では係りの者が案内いたします。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。